

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本務第1756号
令和6年11月20日
宮城県警察本部長

宮城県警察における月間等実施基準等について（通達）

月間等の実施基準等については、「宮城県警察における月間等実施要領の改正について（通達）」（令和元年5月30日付け宮本務第1131号）により運用してきたところであるが、報告先の見直しなどを行い、令和7年1月1日から下記のとおり運用することとしたので通達する。

記

1 趣旨

警察本部各部局が個別に指示する月間、活動強化期間等（一定の実施期間を示して特定の警察活動を強化するよう指示するもの。以下「月間等」という。）については、実績向上や士気高揚に効果がある一方、事前計画、期間中の実績等に関する詳細な報告を求めるものが多く、業務負担が過大になるなどの問題点が認められることから、警察本部各部局が所管する月間等の実施基準及び新たな月間等を実施する場合などにおける手続を定めるものである。

2 月間等の実施基準

月間等については、原則として、以下のいずれかに該当するものに限り実施するものとする。

- (1) 警察庁が実施する月間等と連動したもの又は警察庁が推進を要望しているもの
- (2) 地域住民、関係機関等と協働した取組として定着しており、今後も継続する必要があるもの
- (3) 今後、地域住民、関係機関等と協働した取組を定着させる必要があるもの
- (4) 著しい犯罪の増加、社会問題となっている事案等の対処のために必要があるもの

3 月間等を新たに実施し、又は廃止する場合等の手続

(1) 新たに月間等を実施する場合

ア 警察本部各部局において、別途通知する実施予定月間等以外の月間等を新たに実施しようとする場合は、前記2の実施基準を踏まえ、その必要性を厳格に判断し、実施を決定したときは、警務部長に次の事項を報告すること。

- ・ 月間等の名称
- ・ 実施基準の該当項目
- ・ 実施目的
- ・ 実施期間
- ・ 活動内容
- ・ 実績等報告要領

イ 前記アの報告を受けた警務部長は、実績等報告要領の簡素化等、月間等の合

理化について必要な助言をすること。

なお、助言に当たっては、必要に応じて「宮城県警察「警戒の空白」を生じさせないための警察力最適化推進本部設置要綱の制定について（通達）」（令和5年7月18日付け宮本務第1134号）に定める警察運営イノベーションワーキンググループに意見を求めるものとする。

(2) 月間等を廃止する場合

警察本部各部局において、実施予定月間等にある月間等を廃止することとした場合は、警務部長にその旨報告すること。

(3) 報告要領の簡素化等を行う場合

警察本部各部局において、月間等の実績報告要領の簡素化等を検討し、合理化を図ることとなった場合は、警務部長にその旨報告すること。

4 月間等の不断の見直し

警察本部各部局は、本通達の趣旨を踏まえ、それぞれが所管する月間等のほか、警察署に対しおおむねの実施期間を示して活動を強化するよう指示したキャンペーン、運動等についても、不断の見直しを図ること。

担当：警務部警務課企画第二係